

コミュニティデザイン Journal vol. 60

2023年3月15日



研究所
KOBE北・コミュニティデザインLab.

社会福祉法人陽気会

巻頭言—身近な他者と目の前の課題に—

◆この巻頭言で述べてきたこと

本誌も今号で60回になります。本誌のタイトルは「コミュニティデザイン Journal」ですので、この巻頭言では現在の社会の状況をふまえ、問題や課題を確認し、どのような社会であれば暮らしやすいのかという観点から社会のあり方を構想し、そしてそうした社会に変えていくために“私たち”がつくっている“コミュニティ”の場において、いかに行動していけばいいのか、少し大仰にいえばいかにアクションを起こしていけばいいのかということにこだわって、そのときどきのトピックをとりあげながら、いろいろな角度から述べてきました。

シンガーソングライターの井上陽水の代表曲でもある「傘がない」は、1972年7月にリリースされた楽曲です。その年の2月には連合赤軍が人質をとって、長野県軽井沢町の浅間山荘に立てこもり、機動隊により制圧されるという「あさま山荘事件」が起きます。それは1950年代の「ベトナム戦争」に対する反戦運動や、1960年に当時の岸信介総理大臣（安倍晋三元総理大臣の祖父）のもとで改定された日米安保条約に反対する「安保闘争」、1967年に当時の佐藤栄作総理大臣の外国訪問を阻止しようとした「成田闘争」、そして1968年にはそれまで学部により支持する政党が分かれていたりした学生運動が、大学でストライキなどをする際には党派の垣根を越えて団結した「全共闘」運動が活発化するなど、1970年代の初頭まで続いていた学生運動の終わりを象徴する事件でもありました。

そのような時代背景のもと「傘がない」は、次のように歌います。

都会では自殺する若者が増えている
今朝来た新聞の片隅に書いていた
だけでも問題は今日の雨 傘がない

行かなくちゃ 君に逢いに行かなくちゃ
君のまちなに行かなくちゃ 雨にぬれ

つめたい雨が今日は心に浸みる
君のこと以外が考えられなくなる
それはいいことだろう…

高らかに掲げられた政治的な闘争も、妄想的な「正義」の名のもとで、「粛清」と称して仲間への凄惨なリンチ殺人を平然と犯してしまう異常さが明るみとなり、むなしさ、はかな



さ、虚無感に覆われるなか、この歌は若者の心に浸みただけです。それは社会や政治の問題よりも、いま自分がどう生きるのかという「実存」の問題こそが重要だというメッセージでもありました。

このように過去を振り返ることは、いまの社会のアクチュアルな課題と向き合い、そうした課題を分析したり、解決のための処方箋を考えたりする上で意味があるといえます。社会福祉は今日の社会では必要不可欠であり、生活の根底に埋め込まれた社会的な取り組みであるにもかかわらず、社会的な関心は低く、お粗末な福祉政策のもと、福祉業界は慢性的な人手不足に悩まされ続けています。

だからこそ、本誌では「福祉、福祉、していないところ」から、人の人生や社会のあり方を考え、福祉のことにあまり関心のない人の心にも響くようにとの想いから発信しています。それだけにこの巻頭言では、個々人がどのような生きるのかという「実存」の問題にふれるような切り口を大切にしてきました。そして、そうした実存の問題から社会を照射し、社会のあり方を問うような認識へと展開していけるようなロジックを重視してきました。

◆承認としての「いいね!」を求めて…

さて、実存とは、人が存在すること自体のことをいいますが、「実存主義」という場合には個人が自分の存在を自覚的に問い直しながら主体的な生き方を追究するような立場のことをいいます。人は生きている以上、自分が生きていることの証、自分が自分であることの根拠を求めてしまいます。戦後から1970年代にかけての時期に、当時の若者がそれを、社会の矛盾と向き合い糺していくことで確かめようとした集合的な行動が、学生運動だったともいえます。

では、今日の状況はどのように捉えることができるでしょうか。たとえば「自己肯定感」を切り口にすると、この自己

肯定感の低さが日本人の特徴だといえます。内閣府の 2018 年の調査に基づく『我が国と諸外国の若者の意識に関する調査』(2019) では、「私は自分自身に満足している」という人の比率は、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」をあわせると、欧米諸国で 80% 台なのに対して (たとえばアメリカでは、「そう思う」が 57.9%、「どちらかといえばそう思う」が 29.1% で 87.0%、スウェーデンでは 30.8% と 43.3% で 74.1%)、日本では 40% 台 (10.4% と 34.7% で 45.1%) と極端に低くなっています。同様に「自分には長所がある」という人の比率は、欧米諸国では 90% 前後なのに対して (アメリカでは 59.1% と 32.1% で 91.2%、スウェーデンでは 28.8% と 43.9% で 72.7%)、日本では 60% 程度 (16.3% と 45.9% で 62.2%) とやはり低い状態です。

このように日本人に特徴的な自己肯定感が低いとか、自分に長所があると思えないといった状態は、「自分で自分のことが嫌い (自分で自分を「ディスる」)」という自己を否定する心理と裏表の関係であるといえます。精神科医の斎藤環はそうした心理状態を「自傷的自己愛」として概念化しています (斎藤環 2022 『自傷的自己愛』の精神分析』角川新書)。そこには『自分が大嫌い』という人ほど自己愛的である」という逆説が (同書 56 ページ) が含まれています。「自己愛」という表現はナルシシスティックでネガティブな印象があるかもしれませんが、自己愛 (自分のことを大切に思う気持ち) が育まれることは、人が生きていく上で必要不可欠なことです。

こうしたことをふまえると今日の日本の社会は、人が成長していく過程において、あるいは人が生きていく上で必要な「自己愛」が十分に育まれる環境を失っているといえそうです。そのことは SNS における「いいね」を求める心理とも関連しているかもしれません。いまでは SNS は多くの人にとって社会と「つながる」ための「インフラ (社会生活を下支えするもの)」になっていますが、たとえばインスタ (Instagram) に写真や動画を投稿する場合、そこではある種の「キャラ」が演じられているといえます。飲食の際や旅先で、とりわけ「映える (ばえる)」スポットからの投稿は、素の自分というより、その場で楽しんでいる自分のアピールでもあり、「キャラとしての自分を受け入れてほしいという欲望」 (同書 118 ページ) であるともいえます。

この「キャラ (化)」ということも今日の社会を考える上でキー概念といえそうですが、「キャラ」は自分の周囲との関係のなかで自分の立ち位置や役割を得るためには重要であり、学校生活や職場での人間関係のなかで形成されるものでもあります。「性格」という概念と比較した場合、性格はその人の「人となり」のようにさほどコロコロ変わるものではありませんが、「キャラ」の場合はかかわる仲間の集団内での関係において、流動的に変化するといえます。

たとえば、「(軽度の) うつ」や「適応障害」の診断を受け、仕事を休職中の人は、学生時代の友だちとテーマパークで楽しんでいる様子を SNS に投稿しているといったことが、しばしば問題として指摘されることがあります。このような状況を考えてみると、おそらくしんどい職場での人間関係とは別の世界 (コミュニティ) である「SNS というネット上にゆ

るやかな内輪のコミュニティ」のなかにおいて、その人なりにある種の「キャラ」を演じることによる「居場所」があり、投稿することでそうした内輪の仲間からの「いいね!」という「承認のサイン」を得ることで、「自己愛」が支えられているともいえます。しかし、「いいね!」を相互に送り合うことは仲間内での「作法」でもあるので (同書 112 ページ)、本当に感激しての「いいね!」なのか、適当に応答した結果の「いいね!」なのかは定かではないですし、おそらく自分も適当に「いいね!」を押すことがあるとすれば、その「いいね!」がさほどあてになるものではないという認識も共有されているといえます。だから常に不全感を伴い、それを補うためにさらに投稿してとか、他者の SNS の状態をチェックして安心したり、よけいに落ち込んだりといったことを繰り返すことになるのだと考えられます。

◆身近な他者と目の前の課題に向き合うことで…

とはいえ、このような現象は広く日本社会全体に蔓延していますので、けっして他人事ではありません。先の「実存」の話に戻れば、この私が、この私であることの根拠をなにに求めることができるのかということを考えることが重要です。斎藤は、「健全な成熟において重要なのは、自分の一部として感じられるような他者、すなわち『自己一対象』との関係」だと述べています (同書 60 ページ)。ここでいう重要な「自己一対象」というのは、自分のことをしっかり受け止めてくれて、なにかができるとかできないとか、最近の表現でいえば「スペック」の高低など能力とも関係なく、存在そのものを肯定し、承認してくれるような他者のことです。ですので、よく乳幼児期の母親の存在が重視されますが、そのような他者あれば、父親でも、血縁関係にない他者でもいいわけです。そうした他者との「関係の履歴」のなかで、「私」が形成されてきます。

ですので、「途方もないアイデンティティの悩みで閉塞状態に陥り、何もできなく」なってしまったとき (千葉雅也 2022 『現代思想入門』講談社現代新書、211 ページ)、SNS に救いを求めることよりも、日々の暮らしにおいて生じてくる、いま目の前にある課題について、問題の一つひとつ分解して、一つひとつ解決していくように取り組むことが大切であるということが現代思想の知見からもいえます (同書)。その際、生身の他者と直に接して、ともに過ごす時間のなかで、目の前にある課題に向き合い、解決に向けて歩いていくような営みが大切になります。

この「生身」のというのは、「属人的」である (「その人」であるということにより影響が強くある) こととか、「記名的」 (匿名の逆) であることとほぼ同義です。井上陽水の「傘がない」は、虚無感に苛まれるなかで、ほかのだれでもない「君」に逢いにいくことこそが、いまのぼくにはなによりも大切なことだという叫びでもあります。SNS での「いいね!」により承認を求めることは大きな違いがあります。

「生きづらさ」や「生活のしづらさ」が、その個人の内面や家族内に閉じられるのではなく、生身の他者との関係へと開かれていくことで、社会へとつながるチャンネルが形成されます。社会福祉は、そうした関係を形成していくための支援の仕組みであり、方法の総称なのです。

KCD ラボ代表 松端克文

シリーズ 情勢分析と運営・実践の処方箋

今月のテーマ：こどもをめぐる福祉の動向

まず、こどもの福祉をめぐる主要な政策動向について概観してみる。

◆こども家庭庁の設置

2021（令和3）12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定され、2022（令和4）年6月に「こども家庭庁設置法」及び「こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」が成立し、今年の4月1日より施行される。

ここでは「こども」とひらがな表記になっており、「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう」とされている。そうしたこどもが「自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現」が目標として掲げられている。そして、「子育てにおける家庭の役割の重要性を踏まえつつ、こどもの年齢及び発達程度に応じ、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本」として、「こども及びこどものある家庭の福祉の増進及び保健の向上その他のこどもの健やかな成長及びこどものある家庭における子育てに対する支援」と「こどもの権利利益の擁護に関する事務」を行い、「当該任務に関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けることを任務」として、関連する行政事務を一元化した「こども家庭庁」を、内閣府の外局として設置するとされている。

◆こども基本法の施行

上記のこども家庭庁の設置と合わせて、2022（令和4）年6月に「こども基本法」が成立しており、同じく今年の4月より施行される。この法律は、こどもの権利とその擁護について基本的な理念を定めたものである。

同法は、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こども政策を総合的に推進する」ことが目的とされている。そして、基本理念として、次の6つが挙げられている。

1. 全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること
2. 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること
3. 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されること
4. 全てのこどもについて、年齢及び発達程度に応じ、意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること
5. こどもの養育は家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識のもと、十分な

養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保

6. 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境の整備

このうち1~4は、「児童の権利に関する条約」のいわゆる4原則である「差別の禁止」、「生命、生存及び発達に対する権利」、「児童の意見の尊重」、「児童の最善の利益」の趣旨をふまえて規定されている。

また、「こども施策」について、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいうとして、

1. 新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
2. 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
3. 家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備の3つの大枠が示されている。

そして、「国の責務」としては「基本理念にのっとり、こども施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する」とされ、政府はこども施策を総合的に推進するために「こども施策に関する大綱」を定めなければならないとされている。「地方公共団体の責務」としては「基本理念にのっとりこども施策に関し、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされている。また「事業主の努力」として、「事業主は、基本理念にのっとり、その雇用する労働者の職業生活及び家庭生活の充実が図られるよう、必要な雇用環境の整備に努めるものとする」とされ、「国民の努力」として「国民は、基本理念にのっとり、こども施策について関心と理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が実施するこども施策に協力するよう努めるものとする」とされている。

なお、都道府県と市町村には、それぞれ「都道府県こども計画」と「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとされている。

◆新資格「こども家庭ソーシャルワーカー」の創設

こうした議論と並行して、厚生労働省ではこどもの支援にあたる新しい資格制度について検討されてきた。この3月6日に「子ども家庭福祉の認定資格の取得に係る研修等に関する検討会」により報告書がまとめられている。

そこでは名称が「こども家庭ソーシャルワーカー」として示されており、①相談援助の実務経験が2年以上ある社会福祉士や精神保健福祉士を対象にした「有資格者ルート」、②4年以上こども分野で相談援助をした「実務経験者ルート」、③保育所の主任保育士などで相談援助経験が4年以上ある「保育士ルート」があり、それぞれのルートに応じて研修を受け、試験に合格することで取得できるとされている。

まずは、こうした動向をおさえつつ、果たして本当に今日の深刻な状況に対応できる改革なのか検証していく必要がある。

KCD ラボ代表 松端克文

（武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授）

* 毎月ホットなテーマを取り上げ、ヒントを提供します。

一未来の支援者につなぐバトン

連載最終の今号では、これまでの内容を総括しつつ障害福祉領域の人材確保に向けて、将来の担い手に対して私たちが準備していくべきことをコラム的に書き進めていきたいと思えます。

◆福祉業界の有効求人倍率

さて、皆さまは「有効求人倍率」という言葉を聞いたことがあるでしょうか。厚生労働省がハローワークでの求人数・求職者数をもとに算出した数値で、「有効求人数（件）」を「有効求職者数（人）」で割ったものが、有効求人倍率となります。簡単に言えば、求職者（仕事を探している人）100人に対して、求人（うちの組織で人を雇いたいという件数）が500件あるとき有効求人倍率は5.0倍となります。この倍率が1以上である状態をいわゆる「売り手市場（仕事を求める人が勤め先を選べる状況）」と呼び、1を下回る状態を「買い手市場（勤め先が採用する人を選べる状況）」と呼びます（注）。

では、障害者福祉を含む福祉業界における介護職の有効求人倍率はどのようになっているのでしょうか。2021年時点での有効求人倍率が全職業の全国平均で1.03倍であるのに比して、介護職の有効求人倍率は全国平均で3.60倍となっています。しかも慢性的な人手不足の介護業界では、コロナの感染拡大で介護職者の離職などが出る状況ともなり、これは控えめにいっても「なかなか絶望的な状況」なのではないかと私は考えるわけです（100人の就職希望者を、360の施設・組織が奪い合うイメージなのですから！）。また、こうした傾向は介護職だけでなく相談員やケアマネジャーなどの「福祉相談系」の職業も同様であり、有効求人倍率が約3倍の状況で推移していることから危機的な状況であることが窺えます。高齢化が急激に進むなかで当然高齢者福祉領域でも人手の確保が喫緊の課題となり、ただでさえ少ない求人を福祉業界の内部で奪い合うような構図がすでに生じ始めているわけです。「奪い合う」は少し言い過ぎかもしれませんが、福祉業界の人材不足について切迫している現状は疑いようのない状況にあることは事実です。

◆障害福祉領域の魅力

こうした状況に対して、福祉職に対する処遇改善制度などで待遇や職場環境を向上させていくことはもちろん大切ですが、福祉業界のなかで障害福祉領域だけが制度的に優遇されることはむしろかしいことを考えると、福祉職に対する一律の処遇改善だけでは障害福祉領域での人材確保にはつながりにくいことが見えてきます。そこで私は、今後の人材確保に向けた可能性を、「支援者が語る障害福祉領域の魅力」に見出そうと考え、稿を重ねながらその重要性を私なりに伝えてきたつもりでいます。調査などを通して近年の人材確保に関する風潮を見てみると、人材不足の状況において、「選り好みはしてられない」という「なりふり構わない採用スタンス」で採用に臨む法人が少なくない印象があります。もちろん障害福祉領域での仕事を選ぶ理由やきっかけは人それぞれにあるとは思いますが、たくさんある職業のなかから障害福祉領域を選んでもらうために、就労環境やさまざまな好条件を整備することで少しでも多くの求職者の希望に沿えるフックを準備することは、「待ったなし」の現状において重要なことです。しかし、好条件を「選ぶ理由」の柱にしている人材は、将来やはり選んで条件のよいほかの業態や法人へと転職してしまう可能性をもっているということになります。

そうした状態にならないためにも、仕事そのものに対する「魅力」を遅かれ早かれ醸成し、結果としてこの仕事を10年、20年と続けていく人が増えていくというイメージが作られることが理想だと考えています。

とはいえ、この「魅力」の部分は少々やっかいな部分があるなと最近感じています。私事ですが、私が障害福祉領域で仕事を始めたきっかけは、「自立生活運動」に魅了された部分がとても大きかったです。私が障害福祉領域の支援者としてのキャリアをスタートさせたのは、制度が規定する「障害者の生活」に対して、当事者として抗う人々とともに「私たちのことを、私たち抜きで決めるな（Nothing about us without us）」と声を上げる自立生活運動でした。運動のもつエネルギーと、当事者と一緒に社会を変えていくという使命感がこの仕事の大きな「魅力」だったのです。しかし、先月久しぶりに勤めていた法人を訪問した際に、若手職員と会話していて感じた実感としては「運動のエネルギーはどこにいった？」というものでした。少し熱っぽく後輩ヘルパーに運動のことについて語りもしたのですが、これがなかなか響いている実感がない。そうした運動体としてのエネルギーよりいまは「個人としての自分を必要としてくれている当事者がいると思えることが嬉しい」という意見が若手職員の感じる魅力として多く語られていました。「人に求められる」という感覚は、いまの世のなかでは大変貴重で、これもひとつの「居場所」という魅力なのでしょう。確かに、運動というものはある時期の社会的な背景のなかで、地域的な特殊性や担い手となる人材が結びつく形で、いわば必然性と偶然性が合わさって成立するものであると思います。したがって運動というエネルギーが永続的に続くことはむしろかしいでしょうし、ひとつの運動が20年後にも同じようなエネルギーをもって続いていくことはあり得ないのかもしれない。私が感じる障害福祉領域の「魅力」といまの若手世代が感じる「魅力」が異なっていることを、少し寂しい気持ちとともに実感したできごとでした。もちろん法人として自立生活運動を行ってきたその理念は大切にされており、運動のもつエネルギーもまったくなくなるわけではなく、形を変え方向性を修正しながらも「現在」に影響を与えています。しかし時代を経て組織も働き手も少しずつ変容するなかで、実感する魅力も変化してきていることは認識しておかないと、と考えるようになりました。

◆バトンをつなごう

魅力を伝えていくことは「選んでもらう職場」となるためにもとても大切なことです。だからこそ、その魅力についていま一度「語る側」として整理していくことが必要なのではないかと思えます。語る側が感じる魅力に個人差があることは間違いありませんが、その個人差についてどれほど法人内で語り合うことができているのでしょうか。「世代が違うから」という言葉でお茶を濁すのではなく、ベテラン世代が大切にしてきた魅力を若手世代に伝えつつ、若手世代が感じる魅力と擦り合わせを行いながら齟齬や共通項を言語化して整理していく。こうした作業を通して法人としての「ブレない魅力」というバトンを次世代につないでいくことが、次の世代を担う求人者にも「刺さる」のではないかと考えます。

（武庫川女子大学 増田 和高）

（注）「有効求人倍率」については、ハローワークを介した数値であり、民間企業の求人サイトなどハローワーク以外での求人は反映されていないため、あくまで求人や景気の動向を表す参考値という理解がされています。

シリーズ 強度行動障害支援 超実践③

～これってなんなん？なんでなん？～

◆ASDの特性理解① 『三つ組み』ってなんなん？

重ねてお伝えしている通り、強度行動障害といわれる方のほぼすべての人が ASD です。支援をするにあたっては ASD の特性をよく知っておく必要があります。

『三つ組み』はイギリスの精神科医であるローナ・ウイングが提唱した ASD の定義で、診断基準のもとになっています。

三つ組み

- ・イマジネーション
見聞きしたこと以外を想像することの苦手さ
過剰な想像（関連付け）
- ・コミュニケーション
文字通り、言葉通りの解釈 一方的な関わり
- ・社会性（人とかかわり）
受け身、孤立、積極奇異（友好的に感じるけれど変）

いずれの場合においても、できないのではなく、私たちが思うものとは質が違います。想像することが苦手なので、当然人の心の内を察することができません。見えないものを想定したり、具体的にないものを理解することも苦手です。言葉の解釈も言われたままの捉え方をしてしまうので、誤解が生じやすくなります。人とかかわりもうまくいきにくいでしょう。一見、言葉でやり取りをして問題なく人とかかわることができていても、ASD であれば多くのことに困難さを感じている…と推し量ることが必要だと思います。

◆ASDの特性理解②いろいろな行動、なんでなん？

上記でお伝えした三つ組みとあわせて、脳の使い方や感覚にも特徴があります。

感覚には過敏（刺激を強く受け止めすぎる）と鈍麻（刺激の受け止めが極端に弱い）があります。聴覚だと、私たちが気づかないような小さな音、たとえば意識しないと聞きとれないような機械の音や蛍光灯が発する音（最近は LED が主流なので分かりにくいですがね…）を察知します。大きな音は苦痛です。鈍麻は刺激の受け止めが弱いので、たとえば触覚だとけがをしても平然としていることがあります。人間の感覚は聴覚、視覚、触覚、味覚、嗅覚とあるので表れる様子はさまざまです。またこのような感覚の特徴は、一日のなかでも一定しないといわれています。朝は普通にしていたのに夕方になると…なんでなん？とかかわる側は戸惑います。

脳について、最も特徴的なのが記憶に特化した脳であるということです。自閉症が発見された当初から言われており、これも広く知られていることだと思います。単に記憶力が優れている、というわけではなくその記憶のメカニズムに特徴があります。体験したことなどの情報を脳の引き出しの中にしまい込み保管することを記憶と呼びますが、その種類はさまざまです。ASD の方は、エピソードをまるごと記憶します。会話を記憶するにも、いつ、どこで、だれが、どのような言葉が発したか、という覚え方をします。大変なのが、エピソードの一部でも違うと混乱したり、次もそうなると思込む点です。変化が想定(想像)できないのです。次も同じ、いつも同じでないと「なんで～！」と混乱してしまいます。いわ

ゆるこだわりです。支援の現場ではこだわりに苦労することが多くあると思いますが、脳そのものがこのような働き方なので、表れる行動を無理にやめさせようとするのはナンセンスなことですね。

◆特別な配慮について

強度行動障害の利用者支援に限らず、福祉の現場では“特別な配慮”という言葉をよく見聞きします。言葉に頼らない視覚的なコミュニケーション、時間や空間をわかりやすく“見える化”する構造化などが支援の現場ではよく用いられています。そのほかにも、ご利用者一人ひとりの特性に合わせた配慮は本来であれば支援の対象となる利用者数だけあり、いわゆるセオリーのようなものはあっても内容は個別に異なると思います。特別な配慮は、特別ではない通常の配慮がなされていることが前提となります。配慮とは“事情をふまえて気遣いのこもった取り計らいをすること”とあります（weblio 辞書）。簡単に言えば相手の立場に立って人を思いやり、気遣うことだと考えています。視覚支援だけしておけば、スケジュールを提示さえしていればよいというのではなく、かかわる利用者を思いやり、親切に気遣いながらその人が必要なことを行うことで、初めて特別な配慮をしていることとなります。ていねいにかかわるように、とよくいわれますが、これは単なる接遇だけの話ではなく聴覚過敏の人にとっての配慮となるのです。

◆超実践！

活動場面では、実物や写真を用いて、視覚的に取り組むことや活動の流れを示しています。個々のご利用者によって理解の仕方は異なるのですが、習慣的に取り組んでいることや必ず使う道具などをシンボルにして提示しています。むずかしく考えずに、ご利用者が自分で見て「あれのことか」とわかればよいのです。スケジュールとして提示しているものあわせて、使う道具や活動にも同じ写真を提示しているのですが、ご利用者によっては誤解が生じることもあります。

ある日、紙ちぎりを示した写真をスケジュールに提示したところ、まとめている箱に貼っていた写真をはがしてご自分の席に座ってしまいました。「違うやん、箱から取るんですよ」と思ったのですがよくよく考えると大正解ですね。箱から同じものを取る、とは写真からは読み取れないのです。手順を示すなどの細かな配慮が必要でした。ご利用者がわかっていないのではなく、支援者がきちんと伝えられていないのです。とても勉強になりました。

左のスケジュールを見て同じ写真だけ持ってこられました💧



◆実践報告会、開催！

3月6日（月）に兵庫県福祉センターで『2022年度兵庫県強度行動障害 SV 養成事業における実践報告会』に運営、発表者として大谷さんと参加しました。詳細については次号以降に紹介できればと思います。（よろこび荘 遠山 伸一）

◆逸失利益 85%という判決

とんでもない判決が出てしまいました。5年前の2月、大阪で11歳の児童が、重機（ショベルカー）にはねられ死亡するという事故がありました。死亡した児童には、「聴覚障害」がありました。損害賠償を求めて両親が原告となって民事裁判で争われていましたが、2月27日に大阪地裁で判決が。この裁判の争点は、「逸失利益」というあまりなじみのない言葉でした。被害者が生きていた場合、働いて得ることのできたであろう収入のことです。当然ですが、両親側は、「普通の人」として普通の仕事についていたであろうと、この国の平均賃金をもとに算出することを求めました。しかし被告側は、彼女に障害があったことを理由に、「聴覚障害者」の平均賃金を取りあげ、逸失利益は全労働者の平均の60%が妥当だと主張しました。

裁判所の判決は、逸失利益は、全労働者の平均賃金の85%というなんと不可解な結果でした。この業界に衝撃が走りました。聴覚障害があるという理由だけで、労働能力（労働収入）は、障害のない人に比べ15%劣るという解釈になります。障害のある人は、将来にわたって障害のない人と比べて、労働能力が低い、生産性が低いということを司法が認めたことになります。障害のある方の不断の努力や、将来の可能性を否定したことになると思います。

◆この判決の問題点

そもそも、日本では、障害のある方の平均収入は、障害のない方の70%くらいです。もともとがこの数字なので、今回の85という数字は、「障害者」の平均を上回っているからいいではないかとの意見があります。裁判官自身がそう感じているかもしれませんが、問題はそこではありません。この70という数字自体が、障害者への差別を示した数字であること、さらに、そもそも「逸失利益」というものを算出するのに、障害者か健常者か、女性か男性か、といった差別を前提とした基準を適用すること自体が誤っているのだと思います。障害があっても、障害のない人と同じようにできる仕事は、いくらでもあります。仕事の内容によっては、障害のある方のほうが、素晴らしい能力を発揮することを私たちは経験上知っています。格差のない社会、同一労働同一賃金、労働者の待遇改善等というこの国の看板が、むなしく感じます。

裁判である以上判決には根拠が必要です。この根拠に、「障害者」を適用したことがこの裁判の問題点なのだと思います。

*この原稿を書いている最中・・・3月10日に両親が控訴したとの情報。控訴審では判決が覆ることを願います。(大)

陽気会は「福祉ゾーン」としてのコミュニティの創造を目指します

陽気会は、1958年9月1日に知的障害児施設おかば学園を開所し、昨年の9月から65年目に入りました。私たちは、これからも私たちの生活の舞台としての“コミュニティ”をより暮らしていきやすくなるよう“デザイン”し、陽気会を拠点とした「福祉ゾーン」の創造を目指して、皆さまと力を合わせて実践していきます。

ラボサポーター(協力会員)募集中です

施設・事業所サポーター 年間 10,000円

個人サポーター 年間 1,000円

サポーターの皆さま、いつもありがとうございます


陽気会の SNS

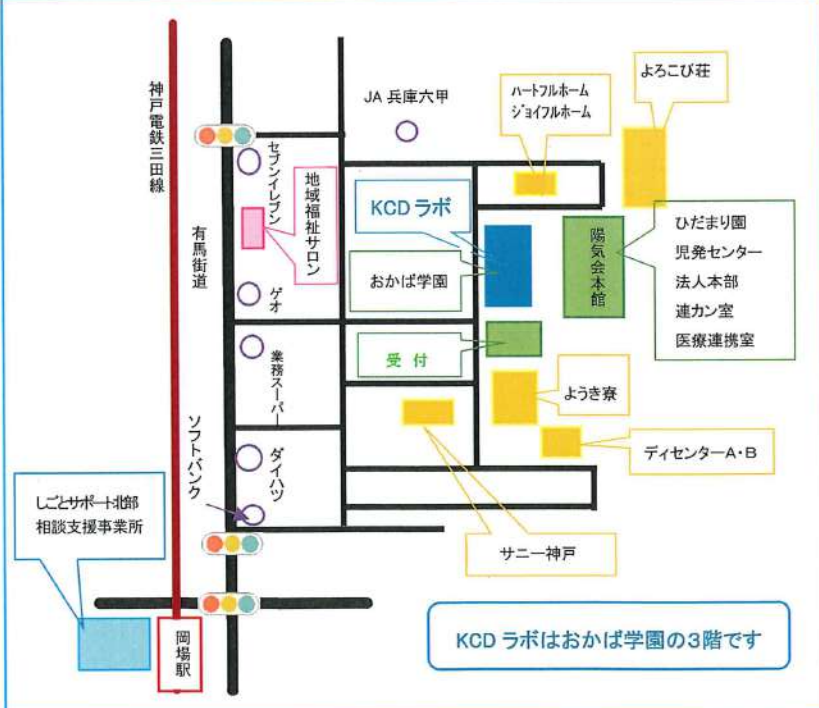
Facebook Instagram Twitter

フォローよろしくお願いします

編集委員会：松端 克文
大西 博之・朝日 満子
大島 由香利

〒651-1313
神戸市北区有野中町 2-5-19
社会福祉法人陽気会
KOBE 北・コミュニティデザイン Lab.
Tel : 078(981)7271
Fax : 078(981)0825
HP : <http://youkikai.or.jp/>
Email: kcclab@youkikai.or.jp





KCD ラボはおかば学園の3階です